

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」(*)について「あなたの事業所に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。」
(*) この調査における「主たる業務とは、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、下記の「II. 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

II. 調査対象となる事業所 ※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（J SIC）小分類391—ソフトウェア業又は同小分類392—情報処理・提供サービス業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「ソフトウェア業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。
 - ①電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス
 - ②電子計算機のパッケージプログラム(*)の作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス(*)プログラムとマニュアルがセットになって箱にパッケージングされているソフトウェア、パソコン等に最初から組み込まれて(インストールされて)出荷されているソフトウェア、ゲーム用ソフトウェアなど
- (2) 「情報処理・提供サービス業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。
 - ①電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス（顧客が自ら運転する場合を含む）
 - ②電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス（データエントリーサービス）
 - ③各種（不動産情報、気象情報、科学技術情報など）のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するデータベースサービス
 - ④ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス
 - ⑤市場調査、世論調査などの各種調査サービス

◆ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象となりません。

①インターネット附随サービス業（JSIC小分類401）→「インターネット附随サービス業調査」の対象となります。

（注）アプリケーション・サービス・プロバイダー（ASP）、コンテンツ配信等の業務ですが、ソフトウェアの作成から一貫して行うASP業務など一部調査の対象となる業務もあるため、詳細については本記入注意の6～7頁をご覧ください。

②ソフトウェアの販売

他の事業所によって開発されたソフトウェア・プロダクトの販売のみを行っている事業所（卸売・小売業）

③社内業務

ソフトウェア業務又は情報処理・提供サービス業務を自企業のための社内業務としてのみ行っている事業所（金融機関の計算部門等）

④コールセンター業務、カスタマサービス業務

顧客や消費者からの問い合わせ、苦情などを電話で受け付ける業務（テレマーケティング業）

⑤情報を記録した物（オーディオディスクレコード、ビデオディスクレコード、オーディオテープレコード、磁気カード等）の製造→情報記録物製造業（JSIC細分類3296）

⑥新聞、定期刊行物、テレビ等へのニュースの提供→ニュース供給業（JSIC細分類4151）

→「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業調査」の対象となります。

⑦興信所（JSIC細分類8091）、観光案内業（JSIC細分類8399）

⑧経営コンサルタント業（JSIC細分類8093）

⑨機器などの保守業務（サービス業）

⑩自社のL S I 製造に係る開発（設計）業務→電子部品・デバイス製造業（JSIC小分類 291）

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

（1）ソフトウェア業（JSIC小分類番号：391）

① **受託開発ソフトウェア業**（JSIC細分類番号：3911）

顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

【例示】受託開発ソフトウェア業、プログラム作成業、情報システム開発業、ソフトウェア作成コンサルタント業

② **パッケージソフトウェア業**（JSIC細分類番号：3912）

電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

【例示】パッケージソフトウェア業、ゲーム用ソフトウェア作成業

（2）情報処理・提供サービス業（JSIC小分類番号：392）

① **情報処理サービス業**（JSIC細分類番号：3921）

電子計算機などを用いて委託された計算サービス（顧客が自ら運転する場合を含む）、データエントリーサービスなどを行う事業所をいう。

【例示】受託計算サービス業、計算センター、タイムシェアリングサービス業、マシンタイムサービス業、データエントリー業、パンチサービス業

② **情報提供サービス業**（JSIC細分類番号：3922）

各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業所をいいます。

【例示】データベースサービス業（不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報などの提供サービス業）

③ **その他の情報処理・提供サービス業**（JSIC細分類番号：3929）

市場調査、世論調査など、他に分類されない情報処理・提供サービスを行う事業所をいう。

【例示】市場調査業、世論調査業

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1261 1414 1832"> <tbody> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※）<u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u></td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※） <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u>	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）をいいます。 （※） <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。</u>							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							
3	本社・支社別	<p>「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p>						

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
3	本社・支社別 (つづき)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 342 659 456">1 単独事業所</td> <td data-bbox="659 342 1414 456">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 456 659 692">2 本 社</td> <td data-bbox="659 456 1414 692">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 692 659 808">3 支 社</td> <td data-bbox="659 692 1414 808">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>◎以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみの金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u> なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p> <p>② 「ソフトウェア業務」及び「情報処理・提供サービス業務」の業務の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」において記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「インターネット附随サービス業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の</p>						

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意												
4	年間売上高 (つづき)	<p>「インターネット附随サービス業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「インターネット附随サービス業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業区分(7～9頁参照)に従ってください。</p> <p>(3)「Ⅲ 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 「ソフトウェア業務」と「情報処理・提供サービス業務」のうち、売上高が多い業務(「主たる業務」といいます(以下同じ。))のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p><ソフトウェア業務></p> <table border="1" data-bbox="466 987 1420 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 987 683 1032">業務種類</th> <th data-bbox="683 987 1420 1032">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1032 683 1503">受注ソフトウェア開発</td> <td data-bbox="683 1032 1420 1503"> <p>○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス(※)や保守業務も含めてください。</p> <p>(※)「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。)</p> <p>○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1503 683 1693">ソフトウェア・プロダクト</td> <td data-bbox="683 1503 1420 1693"> <p>○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。</p> <p>○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1693 683 1771">業務用パッケージ</td> <td data-bbox="683 1693 1420 1771"> <p>○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクトをいいます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1771 683 1928">ゲームソフト</td> <td data-bbox="683 1771 1420 1928"> <p>○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1928 683 2029">コンピュータ等基本ソフト</td> <td data-bbox="683 1928 1420 2029"> <p>○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	受注ソフトウェア開発	<p>○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス(※)や保守業務も含めてください。</p> <p>(※)「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。)</p> <p>○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。</p>	ソフトウェア・プロダクト	<p>○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。</p> <p>○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。</p>	業務用パッケージ	<p>○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクトをいいます。</p>	ゲームソフト	<p>○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。</p>	コンピュータ等基本ソフト	<p>○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。</p>
業務種類	内 容 例 示													
受注ソフトウェア開発	<p>○特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス(※)や保守業務も含めてください。</p> <p>(※)「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。)</p> <p>○情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。</p>													
ソフトウェア・プロダクト	<p>○不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。</p> <p>○他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。</p>													
業務用パッケージ	<p>○企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクトをいいます。</p>													
ゲームソフト	<p>○家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。</p>													
コンピュータ等基本ソフト	<p>○コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。</p>													

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
4	年間売上高 (つづき)	<p data-bbox="427 331 826 360"><情報処理・提供サービス業務></p> <table border="1" data-bbox="467 360 1422 1776"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 360 683 405">業務種類</th> <th data-bbox="683 360 1422 405">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 405 683 595">情報処理サービス</td> <td data-bbox="683 405 1422 595">○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス（ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ）など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 595 683 1144">システム等管理運営受託</td> <td data-bbox="683 595 1422 1144">○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス（データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません）をここに含めてください。 ○オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「其他業務」の「サービス業務」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1144 683 1458">データベースサービス</td> <td data-bbox="683 1144 1422 1458">○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1223 683 1339">インターネットによるもの</td> <td data-bbox="683 1223 1422 1339">○インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。（情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1346 683 1458">その他</td> <td data-bbox="683 1346 1422 1458">○インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1458 683 1615">各種調査</td> <td data-bbox="683 1458 1422 1615">○シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1615 683 1776">その他</td> <td data-bbox="683 1615 1422 1776">○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務（業務請負など）の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 1816 1444 1928">(注) 「インターネット附随サービス業務」(JISIC小分類401)については、この調査の対象ではなく、「インターネット附随サービス業」調査の対象となります。（ただし、次頁のとおり、一部当該調査の対象となる業務もあります。）</p>	業務種類	内 容 例 示	情報処理サービス	○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス（ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ）など	システム等管理運営受託	○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス（データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません）をここに含めてください。 ○オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「其他業務」の「サービス業務」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。	データベースサービス	○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。	インターネットによるもの	○インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。（情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。）	その他	○インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいいます。	各種調査	○シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。	その他	○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務（業務請負など）の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。
業務種類	内 容 例 示																	
情報処理サービス	○オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス（ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ）など																	
システム等管理運営受託	○ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス（データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません）をここに含めてください。 ○オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「其他業務」の「サービス業務」に含めてください。 ○システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。																	
データベースサービス	○コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。																	
インターネットによるもの	○インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。（情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。）																	
その他	○インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいいます。																	
各種調査	○シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。																	
その他	○キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務（業務請負など）の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意								
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>【インターネット附随サービス業務の主な業務】</p> <p>① ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダー) 業務 ソフトウェアを購入し、オフィス・アプリケーションを複数の利用者にネットワーク経由で提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務(ただし、<u>ソフトウェアの作成から一貫して行うものは、当該調査の対象となります。</u>)</p> <p>② IDC (インターネットデータセンター) 業務 IDCが保有するサーバーをインターネット回線又は専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用、管理等の業務及びインターネットのためのサーバーの賃貸、管理等を行うサーバホスティング・ハウジング業務(ただし、<u>従来型のバッチ処理による計算処理等は、当該調査の対象となります。</u>)</p> <p>③ コンテンツ配信業務 (HPの制作含む) ソフトウェアの作成を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信する業務(ただし、<u>不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務は、当該調査の対象となります。</u>)</p> <p>④ その他 インターネットを利用する事業等をサポートするサービス業務(広告のためにインターネット上に場所を提供している広告媒体等のポータル事業及び課金・決済・回収代行等のプラットフォーム事業等)</p>								
5	年間売上高の 契約先産業別 割合	<p>(1) 「I「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合」について 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="453 1480 1422 2011"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 1480 619 1518">産業区分</th> <th data-bbox="619 1480 1422 1518">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 1518 619 1644">建設業</td> <td data-bbox="619 1518 1422 1644">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1644 619 1928">製造業</td> <td data-bbox="619 1644 1422 1928">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1928 619 2011">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="619 1928 1422 2011">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
産業区分	業 種 例 示									
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業									
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業									
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業									

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 360 619 398">産業区分</th> <th data-bbox="619 360 1422 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 398 619 734"> 情報通信業 (同業者(9頁の(※)参照)を除く) </td> <td data-bbox="619 398 1422 734"> 通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の(※)参照)、インターネット附随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 734 619 1037"> 運輸業 </td> <td data-bbox="619 734 1422 1037"> 鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1037 619 1126"> 卸売・小売業 </td> <td data-bbox="619 1037 1422 1126"> 商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1126 619 1290"> 金融・保険業 </td> <td data-bbox="619 1126 1422 1290"> 銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1290 619 1346"> 不動産業 </td> <td data-bbox="619 1290 1422 1346"> 不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1346 619 1509"> 飲食店、宿泊業 </td> <td data-bbox="619 1346 1422 1509"> 食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1509 619 2018"> サービス業 </td> <td data-bbox="619 1509 1422 2018"> 専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務) </td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	情報通信業 (同業者(9頁の(※)参照)を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の(※)参照)、インターネット附随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業等	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)
産業区分	業種例示																	
情報通信業 (同業者(9頁の(※)参照)を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の(※)参照)、インターネット附随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																	
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																	
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																	
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業等																	
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																	
サービス業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																	

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意										
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>産業区分</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 務</td> <td>国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td>同 業 者</td> <td>「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(下記(※)参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※ そ の 他 の 産 業</td> <td> 農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	公 務	国家及び地方公務	同 業 者	「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(下記(※)参照)	※ そ の 他 の 産 業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
		産業区分	業 種 例 示									
		公 務	国家及び地方公務									
		同 業 者	「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(下記(※)参照)									
※ そ の 他 の 産 業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど))、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。											
	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。										
※「その他」は、20年調査から「その他の産業」と「個人」に分割しました。												
<p>(※)契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>①あなたの事業所が「ソフトウェア業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業(同業者を除く)」としてください。 <p>②あなたの事業所が「情報処理・提供サービス業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業(同業者を除く)」としてください。 <p>③契約先が「ソフトウェア業」か「情報処理・提供サービス業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>④「ソフトウェア業」及び「情報処理・提供サービス業」の業務の定義は、本記入注意の「Ⅱ.(1)及び(2)」(1頁参照)に従ってください。</p>												

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意										
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額 ※「外注費」は、20年調査から「国内に発注した費用」と「国内に発注した費用」に分割しました。	<p>(1) 「I 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>年間営業費用</u>については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間にかかった費用について記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 757 1422 1697"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 757 619 792">費用区分</th> <th data-bbox="619 757 1422 792">費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 792 619 1205"> 給 与 支 給 総 額 </td> <td data-bbox="619 792 1422 1205"> ○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1205 497 1391"> ※ 外 注 費 </td> <td data-bbox="497 1205 1422 1391"> 国内に発注した費用 ○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1391 497 1592"> 費 </td> <td data-bbox="497 1391 1422 1592"> 国外に発注した費用 ○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1592 619 1697"> 減価償却費 </td> <td data-bbox="619 1592 1422 1697"> ○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。 </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給 与 支 給 総 額	○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。	※ 外 注 費	国内に発注した費用 ○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	費	国外に発注した費用 ○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。
費用区分	費 用 例 示											
給 与 支 給 総 額	○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。											
※ 外 注 費	国内に発注した費用 ○業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。											
費	国外に発注した費用 ○業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。											
減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。											

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき) ※「賃借料」の「機械・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割しました。	(つづき) <table border="1" data-bbox="451 360 1422 1305"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 360 620 398">費用区分</th> <th data-bbox="620 360 1422 398">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 398 497 584">※賃借料</td> <td data-bbox="497 398 1422 584"> 土地・建物 ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 584 497 853">※賃借料</td> <td data-bbox="497 584 1422 853"> 情報通信機器 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 853 497 1016">※賃借料</td> <td data-bbox="497 853 1422 1016"> その他 ○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1016 620 1305">その他の営業費用</td> <td data-bbox="620 1016 1422 1305"> ○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="451 1305 1449 1384"> ※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は16頁を参照してください。 </p> <p data-bbox="451 1429 1449 1462"> (2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」 </p> <p data-bbox="451 1462 1449 1664"> ① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。 </p> <p data-bbox="451 1709 1449 1742"> ② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。 </p>	費用区分	費用例示	※賃借料	土地・建物 ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	※賃借料	情報通信機器 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	※賃借料	その他 ○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など
費用区分	費用例示											
※賃借料	土地・建物 ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。											
※賃借料	情報通信機器 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。											
※賃借料	その他 ○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。											
その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など											

